

## 令和4年度9月定例教育委員会会議録

1. 日時	令和4年9月15日(木) (午後3時から)
1. 場所	市来庁舎 2階庁議室
1. 委員会に出席した人	相良一洋教育長 富永伸博委員・徳重涼子委員・福田恵一委員・福山 希委員  瀬川教育総務課長兼学校給食センター所長・藏菌学校教育課長・梅北社会教育課長・岡留学校教育課長補佐、溝上社会教育課長補佐 野元社会教育課長補佐(社会体育担当)、 書記 吉永教育総務課長補佐
1. 附議事件	議案第15号 いちき串木野市立学校管理規則の一部を改正する規則について【教育総務課・学校教育課】 議案第16号 いちき串木野市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則について【教育総務課・学校教育課】
相良教育長	只今から9月定例教育委員会を始めます。  (教育長あいさつ)  次に、会次第2会議録署名委員の決定についてです。 会議録署名委員については、富永委員にお願いしたいと思いますが、富永委員、委員の皆様よろしいでしょうか。
各委員	(「はい」という声あり)
相良教育長	それでは、富永委員よろしくお願いいたします。 次に会次第3定例教育委員会会議録の承認についてです。委員の先生方には、先に配布してありました8月定例教育委員会の会議録について、何かご意見はなかったでしょうか。
各委員	(「ありません」という声あり)
相良教育長	ご意見が無いようですので、8月定例教育委員会の会議録については承認いたします。 次に会次第4附議事件に入ります。 本日の、附議事件は2件です。

瀬川課長

それでは、議案第15号 いちき串木野市立学校管理規則の一部を改正する規則について を議題とします。説明をお願いします。

議案集の1ページをお開きください。

議案第15号 いちき串木野市立学校管理規則の一部を改正する規則についてであります。

提案理由です。指定変更に係る保護者及び学校への通知様式を改めるため、学校管理規則の一部を改正しようとするものであります。

2ページをお開きください。

いちき串木野市立学校管理規則の一部を改正する規則を掲げております。改正内容については、7ページからの新旧対照表で説明いたします。7ページをお開きください。

今回の主なる改正点は、指定学校の変更の申立てがなされた場合の対応を明確に定めるとともに、通知書等の整備を行おうとするものであります。第6条第2項では、従来「児童生徒等の就学すべき学校の指定の変更通知は、様式第5号及び様式第6号をもってする。」となっており、9ページ、10ページの改正前の通知文の書式を見ていただければわかるように、変更を承認したときのみ対応しか記載されておりました。

今回、却下された場合の対応も考慮するとともに、事務処理を明確にするため、「教育委員会は、前項に規定する様式第4号が提出されたときは、その内容を審査の上、承認する場合は様式5号により保護者に通知するとともに、様式第6号により変更しようとする学校の学校長に、様式第6号の2により指定学校の学校長に通知するものとする。ただし、審査の結果、却下とする場合は保護者のみに通知するものとする。」と改正しようとするものであります。

これまでは、申立てを却下した場合の対応については、規則で触れておりませんでした。今回、承認した場合、却下した場合のそれぞれの対応について、様式を示し、事務処理を明確にしようとするものであります。8ページをご覧ください。

様式第4号、指定変更の申立ての書式でございます。

全体的に変更はありませんが、左側、改正後の中ほどを見ていただきますと、「なお、登下校時の安全確保については保護者が責任を持ちます。」と文言を付け加えております。

これまでは、申立人に同様の趣旨の文言を手書きで記入していただいておりますが、全申立人に共通することなので、今回から事前に挿入させていただいたところです。9ページをお開きください。

様式第5号、就学すべき学校の指定の変更承認・却下通知書の書式でございます。

これまでは、右側ですが、指定の変更通知、すなわち承認した場合

	<p>の書式しかありませんでした。</p> <p>今回、承認又は却下通知書と改正することで、承認者、却下者双方に対し、規定された通知書により結果を示すことができるようになります。10ページをお開きください。</p> <p>改正前の様式第6号、就学すべき学校の指定の変更については、指定されている学校長への指定取り消しの通知になりますが、改正後においては、11ページに掲載している様式第6号の2へ引き継ぐこととし、書式についても、児童生徒の生年月日、性別、保護者氏名、住所など、詳細に表すこととしています。</p> <p>また、10ページの左側になりますが、新たに、様式第6号として、変更先の校長への通知として、指定変更による貴校に入学する児童・生徒及び入学期日についての通知様式を定めようとするものであります。6ページに戻ってください。</p> <p>最後に、附則でございます。この規則は、本日が議決日になること等を考慮し、令和4年9月15日から施行するとしています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
相良教育長	委員の皆さんから何かご質問等はありませんか。
福田委員	3ページの「登下校時の安全確保については保護者が責任を持ちます。」の文言の追加は、どのような効力があるのでしょうか。
瀬川課長	<p>保護者からの学校の指定変更の申立てにより、指定変更が承認された場合、児童生徒が学校に通うためには、車などによる保護者送迎が必要になってまいります。</p> <p>このため、児童生徒の登下校における車での送迎など、安全確保については、保護者が責任をもって頂くよう文言の追加を行ったところです。</p>
相良教育長	ほかにございませんか。
各委員	(「ありません」という声あり)
相良教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第15号 いちき串木野市立学校管理規則の一部を改正する規則について承認することよろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
相良教育長	それでは、議案第15号 いちき串木野市立学校管理規則の一

瀬川課長

部を改正する規則について承認することといたします。

次に、議案第16号 いちき串木野市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則について を議題とします。

説明をお願いします。

議案集の12ページをお開きください。

議案第16号 いちき串木野市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則についてであります。

提案理由です。指定変更後の指定取消し要件を改めるため、市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正しようとするものであります。13ページをご覧ください。

いちき串木野市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則を掲げております。

改正内容については、14ページの新旧対照表で説明いたします。

14ページをお開きください。今回の主なる改正点は、これまで規則になかった指定学校の変更の申立てがなされた場合の事務手続の内容について明文化するとともに、指定変更の取消し要件に、学校長の指示に従わないときという趣旨の文言を追加しようとするものであります。条項ごとに申し上げていきますと、第5条第1項は、字句の文言整理です。改正後の第2項は、改正前にはなかったもので、指定学校の変更申立てがあった場合は、先ほどご協議いただきました学校管理規則第6条第2項に基づき、事務処理をおこなうことを新たに加えるものであります。読み上げますと、「教育委員会は、前項に規定する申立書が提出されたときは、その内容を審査の上、学校管理規則第6条第2項の規定により、その承認又は却下について、保護者並びに指定学校及び変更しようとする学校の学校長に通知するものとする。ただし、審査の結果、却下とする場合は保護者のみに通知するものとする。」としています。

第6条では、指定変更の取消しの要因として、これまでの「申立てが事実と相違すると認めるとき」に、下線部になりますが、「学校運営上必要であると学校長が認める事項について、その指示に従わないとき」を加えようとするものであります。

近年、学校の指定変更許可事例で、学校長の指示に従わない保護者等が見られるため、学校運営、学級運営に支障がでないよう、今回規則の中で指定変更の取消しに該当する事項として明文化するものであります。13ページに戻ってください。

最後に、附則でございます。

この規則は、本日が議決日になること等を考慮し、令和4年9月15日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。

	ご審議方、よろしくお願ひいたします。
相良教育長	委員の皆さんから何かご質問等はありませんか。
各委員	(「ありません」という声あり)
相良教育長	よろしいでしょうか。 それでは、議案第16号 いちき串木野市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則について承認することによろしいでしょうか。
各委員	はい。
相良教育長	それでは、議案第16号 いちき串木野市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則について承認することといたします。 本日の附議事件は以上です。 次に、その他の(1)各課の行事報告及び行事報告について、説明をお願いします。
(所管課長)	(1) 8月～10月教育委員会行事報告及び行事計画について (各課報告) ○市就学相談会 (8月18日) ○市民体育大会監督会 (8月19日) ○七夕踊反省会 (8月21日 川北交流センター) ○R4全国学力学習状況調査を踏まえた学習指導の改善・充実に向けた説明会 (8月22日 オンライン) ○市民体育大会団体ダンス練習会 (8月22日 アカホール) ○英語指導力向上研修会 (8月23日) ○学力向上フォーラム (8月23日 県交流センター) ○地域貢献体験研修 (8月24日～26日 図書館本館) ○県読書の魅力を伝える活動研修会 (8月24日 南さつま市) ○県学校栄養士協議会役員会 (8月24日) ○第2回指導主事等会議 (8月25日) ○九州地区公民館研究大会実行委員会 (8月25日 県民交流センター) ○市スポーツ少年団本部常任委員会及び指導者協議会理事会 (8月25日) ○SSW連絡協議会、SC連絡協議会 (8月26日 オンライン) ○子育て支援センター講座 (8月26日) ○第42回九州プロックススポーツ少年団競技別交流大会(軟式野球) (8月26日 日置市) ○市音楽主任等研修会 (8月26日 中央公民館) ○第24回「海の日」マリンスポーツ大会及びグリーンフェスティバル (8月28日 B&G艇庫周辺) ○川上踊 (8月28日 川上小学校)

- 9月議会開会（8月29日）
- 交通安全市民運動推進協議会（書面会議）（8月30日）
- 公立小・中・義務教育学校第2学期始業式（9月1日）
- 小・中学校事務職員研修会（9月2日）
- 特認校制度見直しに関する説明（川上小PTA）（9月2日）
- 第15回市長杯パークゴルフ大会（9月3日 市パークゴルフ場）
- 第17回市民ゴルフ大会（9月4日 チェルゴルフクラブ）
- 第2回日置地区生活学校運動交流集会打合せ会（9月6日 市来地域公民館）
- 市作文審査会（9月6日）
- 市スポーツ協会三役会（9月6日）
- 串木野中事務指導（9月7日）
- 県読書の魅力を伝える活動研修会（9月7日）
- 市理科作品審査会（9月7日）
- 黎明の地ふるさと短歌大会二次審査会（9月8日）
- 特認校制度見直しに関する説明（旭小PTA）（9月8日）
- 特認校制度見直しに関する説明（荒川小PTA）（9月8日）
- R4年度市郡PTA連会会長（9月9日）
- やさしい日本語オンライン研修会（9月9日）
- 土曜授業日（9月10日）
- 体育大会（生冠中・市来中）（9月11日）
- 後期合同計画学校訪問（川上小・生福小）（9月12日）
- 全国市長会損害保険担当者会議（9月12日 マリパレスかごしま）
- 第2回市小・中養護教諭等研修会（9月14日）
- 日置地区中学校体育連盟第2回評議員・専門部長会（9月15日 串木野中）
- 第2回市小学校体育主任等研修会（9月15日）
- 串木野小事務指導（9月16日）
- 第2回鹿児島地区社会教育課長等会議（9月16日 鹿児島地域振興局）
- 浜田酒造（株）寄附贈呈式（9月16日）
- アドベンチャーinこしき島事後研修（9月17日 アカホール多目的室）
- 運動会（羽島小・川上小・羽島中）（9月20日）
- 市ICT教育研究会第1回定例会（オンライン）（9月20日）
- 交通安全啓発運動「旗の波」（9月21日 国道3号市来庁舎前）
- 秋の全国交通安全運動出発式（9月21日 市来庁舎）
- 体育大会（串木野中・串木野西中）（9月22日）
- 後期合同計画学校訪問（9月22日 市来中）
- 黎明の地ふるさと短歌大会実行委員会（9月22日）
- 虫追跡（9月23日 大里地区周辺）
- シェアリーダー交流研修会「野祭」（9月23日～24日 県立青少年研修センター）
- 安全啓発中級指導者養成講習会（9月23日～24日 佐賀市）
- 第15回B&G杯パークゴルフ大会（9月24日 市パークゴルフ場）
- 運動会（旭小・荒川小）（9月25日）

- 第 69 回串木野弓道大会 (9 月 25 日 串木野弓道場)
- 市文化祭舞台出演団体打合せ会 (9 月 26 日)
- 鹿児島地区研究協力校「国語科」研究公開 (9 月 27 日 市来中)
- 市町村教育長会専門部委員会及び全体会 (9 月 27 日 鹿児島市教育総合センター)
- 市就学相談会 (未就学児対象) (9 月 29 日)
- 指定管理者選定審議会 (9 月 30 日)
- 運動会 (照島小) (10 月 2 日)
- 第 75 回県民体育大会 (水泳) (10 月 2 日 鴨池公園水泳プール)
- R4 年度県内公立図書館 (室) 長及び業務担当者会 (Zoom) (10 月 3 日)
- 日置地区県民選考会・県体合同反省会 (10 月 4 日 日置市中央公民館)
- 第 3 回 ICT スキル向上研修会 (10 月 4 日)
- 市税等徴収対策委員会 (10 月 5 日)
- 中間申告に係る教育長面談 (10 月 5 日、6 日)
- 就学時健診 (10 月 5 日、6 日 アカホール)
- 県学校給食センター連絡協議会管理運営関係者研修会 (10 月 6 日 始良公民館)
- 鹿児島地区研究協力校「算数科」研究公開 (10 月 7 日 旭小)
- 第 2 回補導員研修会 (10 月 7 日)
- 土曜授業 (10 月 8 日)
- 家庭教育学級全体研修会 (10 月 8 日)
- 指定管理者選定審議会 (10 月 11 日)
- 第 2 回 19 市学校教育課長等研修会 (10 月 13 日～14 日 薩摩川内市)
- 日置地区社会体育担当者会 (10 月 13 日 日置市中央公民館)
- 第 2 回市 P 連単位 PTA 会長会 (10 月 13 日 市中央公民館)
- 小中高における特別支援教育充実のための教育講演会 (10 月 14 日)
- 第 6 回黎明の地ふるさと短歌大会表彰式 (10 月 15 日)
- 第 2 回地区小・中学校教頭研修会 (10 月 18 日 県民交流センター)
- 決算特別委員会 (10 月 18 日～21 日)
- 市ボランティア団体交流会 (10 月 21 日 串木野高齢者福祉センター)
- 文化芸術による子供育成推進事業 (東京佼成ウインドオーケストラ) (西中) (10 月 21 日)
- ジュニア・リーガ-宿泊研修 (10 月 22 日～23 日 大隅青少年自然の家)
- 第 45 回市秋季グラント・ゴルフ大会 (10 月 23 日 多目的グラント)
- 市教育委員会学校訪問 (10 月 24 日 生冠中)
- 日置地区公民館経営研究会 (いちき串木野市) (10 月 24 日 多目的グラント)
- 県教育委員会との意見交換 (10 月 25 日)
- 日置市・いちき串木野市合同中学校英語弁論大会 (10 月 25 日 日置市中央公民館)
- 第 3 回市校長研修会 (10 月 26 日)
- 令和 4 年度鹿児島県市町村教育委員会連合会研修会及び講演会  
(10 月 27 日 かがしま市民福祉プラザ)
- 日置地区フラッシュ研修 (道徳) (10 月 28 日)
- 地区教育長研修会 (10 月 28 日 県庁)
- 秋のスペシャルおはなし会 (10 月 29 日 アカ多目的室)

	<p>○いちき串木野市スポーツ協会表彰式（10月29日 いちきアクトホール）</p> <p>○全国子ども会育成中央会議（10月29日～30日 長野市）</p> <p>○運動会（串木野小・市来小）（10月30日）</p> <p>○人権教育調査研究（10月31日 鹿児島教育事務所）</p>
相良教育長	8月～10月教育委員会行事報告及び行事計画について、委員の皆さんからご質問はありませんか。
各委員	（「ありません」という声あり）
相良教育長	なければ、その他の（2）曾於市の樹木損壊に係る死亡事故に対する本市の対応について、説明をお願いします。
瀬川課長	<p>8月9日に曾於市で発生した樹木損壊に係る死亡事故を受けての、本市の対応についてであります。</p> <p>8月9日に曾於市において、折れて落下してきた「いちよう」の木の枝の下敷きになって（高岡）小学校の校長先生が死亡するという事故が発生しました。本市におきましても、8月16日に小・中学校及び幼稚園に対し、緊急点検の実施とともに、その報告について指示いたしました。</p> <p>各学校からの報告では、伐採等の対応が必要な学校が9学校と1幼稚園の計10校ありました。うち6学校で、一部の枝の剪定等について対応していただき、3学校・1園においてその近隣への立ち入り禁止等の応急措置対応を行いました。</p> <p>教育委員会でも、8月24日から31日にかけて現場確認を行い、8月28日までに中学校1校、幼稚園1園について、専門業者に依頼し、剪定・伐採を実施しております。</p> <p>また、現在、小学校1校、中学校1校について、樹木の伐採を業者に依頼しているところであります。</p> <p>さらに、緊急的に伐採・剪定が必要と思われる箇所については、学校と協議し、引き続き対応してまいりたいと考えております。</p> <p>今後は、樹木等に関し、学校による安全点検はもとより、教育委員会及び専門業者による現場確認を随時実施し、危険箇所の把握、解消に努めるとともに、計画的な安全確保の対応に心掛けてまいりたいと考えています。</p>
相良教育長	委員の皆さんからご質問はありませんか。
各委員	（「ありません」という声あり）
相良教育長	なければ、その他の（3）いちき串木野市教育 ICT 整備計画（令和4



瀬川課長

年度～6年度)について、説明をお願いします。

お手元に、別冊で、いちき串木野市教育ICT整備計画を配付してありますので、ご覧いただきたいと思います。

本市の令和4年度から6年度の3年間における教育ICT整備計画を取りまとめましたので、ご報告いたします。

本計画は、文部科学省の指導等に基づき、令和4年度からの3か年にわたる教育ICTの整備計画及びその推進方策について定めたものであります。それでは、その主なる事項について説明いたします。1ページをご覧ください。

まず、1 計画の概要です。(1)計画策定の趣旨としては、下から2番目のパラグラフになりますが、「教育の情報化に必要なICT機器や校内無線LAN等の整備には多額の費用が掛かり、さらには導入したICT機器の老朽化による更新に要する費用も見込まなければならない等、計画的かつ効果的に整備する必要がある」ことなどから、一番下のパラグラフでは「学校教育における情報化の基本的な考え方と進めるべき方向性を示すため、いちき串木野市学校ICT整備計画を策定する」としています。

2ページをご覧ください。(3)計画の期間は、令和4年度から6年度までの3か年としています。ただし、社会情勢や教育を取り巻く環境の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うとしています。

4ページから8ページの教育ICTの現状については、後もって各自ご覧いただきたいと思います。

9ページをお開きください。(3)いちき串木野市における教育情報化の現状と課題についてです。

本市の現状について、表を掲げてありますので、ご覧いただきたいと思います。

1の学習者用パソコン、2の指導者用パソコンについては、1人1台を整備しており、既に目標を達成しています。

3の大型提示装置、すなわち電子黒板等については、令和3年度末では、中学校で58.8%、小学校で66.2%の整備率になっています。

また、実物投影機、書画カメラについては、中学校で91.2%、小学校で84.5%の整備率になっています。

4の超高速インターネット及び無線LANについては、全校で、光回線、無線LANが100%整備済になっています。

5の統合型校務支援システムについては、児童生徒の出欠情報や成績管理・通知表・指導要録作成などを一元的に管理できるシステムで、令和3年度末では未整備となっておりますが、本年度導入することとしております。これが導入されると100%整備が図られることとなります。

6のICT支援員については、全小中学校13校に月1回ずつ派遣し、授業や校務の支援、研修等を行っていただいているところです。

11ページをご覧ください。3の学校ICT整備計画の推進内容でございます。13ページに計画表を掲載しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

まず、(1)学習者用ICT整備計画です。

①学習者用パソコンについては、串木野西中学校、旭小学校、荒川小学校、川上小学校のWindowsタブレットをChromeBook（クロームブック）に更新します。令和5年度に串木野西中学校、令和6年度に旭小学校、荒川小学校、川上小学校の更新を計画しています。

②学校ネットワークについては、学校の無線ネットワークと校務用・学習用サーバーについて、令和4年度、本年度に串木野中学校、生冠中学校、令和6年度に串木野小学校、旭小学校、生福小学校、市来小学校、川上小学校、市来中学校の更新を計画しています。

③教材用ソフトについては、本年度、持ち帰り学習で活用できるドリル教材・協同学習ソフトを、すべての小中学校で更新・整備することとしています。

次に、④の機器についてです。

1点目に、持ち帰り学習に対応するため、家庭にインターネット接続環境を用意できない就学援助費の支給認定者に対して貸与する、モバイルWi-Fiルーターについては、リース契約により、本年度から整備を行っております。本年度は、70台を配備したところです。

2点目に、令和5年度において、タブレットの持ち帰り用充電器を整備する計画を立てているところです。

3点目に、大型提示装置、実物投影機については、年次的に電子黒板と書画カメラを整備していく計画です。電子黒板については、本年度13台を整備することとしています。

なお、現在、リース契約で整備しているホワイトボード一体型プロジェクターについては、リース契約終了時に電子黒板に切り替えていくこととしています。

次に、(2)指導者用ICT整備計画です。

12ページをお開きください。②のシステムについてですが、先ほど説明いたしましたように、教職員の業務効率化と業務改善のため、本年度、全小中学校に対し、統合型校務支援システムを導入することとしています。

③ICT支援員については、重要性が高まっていることから、各学校へのICT支援員の派遣を継続して行っていくこととしています。

以上で、市教育ICT整備計画における主なる事項の説明を終わりますが、計画の詳細につきましては、後もってそれぞれご確認いただきたいと思います。

相良教育長	委員の皆さんからご質問はありませんか。
各委員	〔「ありません」という声あり〕
相良教育長	なければ、次に、その他の（４）９月議会一般質問について、説明をお願いします。
瀬川課長	<p>資料の５ページをお開きください。</p> <p>９月議会における一般質問の質問事項について報告いたします。</p> <p>９月議会では、一般質問が、６日、７日の２日間にわたり開催されました。質問者は通告順序表のとおり８人でしたが、教育委員会に対しては、５人の議員から質問がありました。</p> <p>それでは、主なる質問事項について簡単に説明いたします。</p> <p>５ページの１番の東育代議員は、１点目の不登校児童・生徒への支援と対策の中で、本市の現状と取組について、２点目のタブレット端末の有効利用では、自宅への持ち帰りの方向性、不登校児童生徒に対するオンライン学習支援について質問されました。</p> <p>３番の松崎幹夫議員は、２点目の小・中学校再編及び統廃合計画の中で、自らも早急に再編を進めるべきだという考えのもと、再編計画、目標年度について質問されました。答弁では、先に教育委員会でも申し上げましたように、まだ再編の枠組・時期等も決定していないため、先に教育委員会で説明した内容の域を出ない答弁となりました。</p> <p>特認校制度の見直しについては、保護者への説明の状況や羽島小学校を特認校にできないかなど、また、３点目の学校施設の改修では、雨漏りしている学校施設とその対応について質問されました。</p> <p>６ページをご覧ください。４番の江口祥子（よしこ）議員は、環境政策の中で、学校におけるペットボトルのリサイクル及びマイボトルの利用促進の取組について質問されました。</p> <p>７ページをお開きください。５番の中里純人議員は、１点目の子どもの貧困と教育の中で、学校版スクリーニング、学力調査、スマートフォン利用のルールづくり、樹木・遊具等の安全点検などについて質問されました。</p> <p>８ページをご覧ください。８番の福田清宏議員は、１点目の串木野西中学校についての中で、自らも早急に再編を進めるべきだという考えのもと、串木野西中学校の再編方針とともに、生徒数の減少を考慮すると、生徒のためにも早急に中学校の再編を進めるべきである旨の質問をされました。</p> <p>なお、９月議会の一般質問における質問事項、答弁内容の詳細については、市ホームページの議会中継、また１１月下旬頃、市のホームページに掲載される議会会議録において、ご確認願いたいと思います。</p> <p>また、文書でほしい方は、印刷してお渡ししたいと思いますので、</p>

	<p>教育総務課まで申し出ていただきたいと思います。 以上で報告を終わります。</p>
相良教育長	<p>委員の皆さんからご質問はありませんか。</p>
徳重委員	<p>令和 5 年度から照島小学校及び市来小学校から特認校への入学・転学を認めないとの方針がありますが、この 2 校から既に特認校に通学する兄弟等がいる未就学児はどのようになるのでしょうか。</p>
瀬川課長	<p>現在特認校へ通っている兄弟が卒業するまでは、未就学児の転学は認めることとしています。 兄弟等が別々になることにより、保護者の PTA 活動等に負担のないように考えてまいりたいと思っています。</p>
各委員	<p>(「ありません」という声あり)</p>
相良教育長	<p>なければ、次に、その他の(4)次回定例教育委員会の開催日について、説明をお願いします。</p>
瀬川課長	<p>次回定例教育委員会の開催日についてですが、本来ならば、10月20日の第3木曜日に計画するところですが、10月19日から21日にかけて、九州都市教育長協議会定期総会及び関連行事～本年度は鹿児島市で開催されることになっていますが～と日程が重なり、教育長がそちらに出席しなければならないため、定例教育委員会を開催できない状況にあります。 また、その前後は、議会の決算審査特別委員会、20日以降は、市教育委員会学校訪問、県教育委員会との意見交換会、中学校英語弁論大会、校長研修会、市町村教育委員会連合会研修会等の行事が目白押しに計画されています。 そこで、日程を調整した結果、10月期の定例教育委員会は10月28日、金曜日、15時からで提案したいと考えておりましたが、実は、昨日、この日に、県の人事関係の調整会議が県庁で開催されることになり、教育長、学校教育課長が出席しなければならなくなりました。 このため、再度、日程調整をお願いしたいと思います。 資料の4ページ、行事計画表をご覧いただきたいと思います。日程案としましては、26日(水)9時から、又は27日(木)、この日は、まだ決定ではありませんけれども、教育委員の研修会等が10時から予定されておりますが、委員の皆様がよろしければ15時から開催してはどうかと考えております。その他の日程も含めて、ご協議いただきたいと思います。</p>



各委員	(協議)
瀬川課長	それでは、ただ今ご協議いただきましたとおり、10月期の定例教育委員会は、10月27日、木曜日、15時から開催することといたします。それぞれ日程確保をよろしくお願いいたします。
相良教育長	次に、その他ですが何かありますか。
各課長	(「ありません」という声あり)
相良教育長	委員の皆さんから、ほかにご質問はありませんか。
各委員	(「ありません」という声あり)
相良教育長	ないようですので、以上で9月定例委員会の協議を終わります。 (午後4時20分)
	本会議録は正当なることを認め、ここに承認する。
	令和 4 年 10 月 27 日
	教育長 <u>相良 一 洋</u>
	委 員 <u>富永 伸博</u>